

# 韓国特許実務ガイド

## —日本の特許制度との比較を中心に—



柳鍾宇 (ユ・ジョンウ)

GIP Korea代表 (弁理士)

韓国弁理士、大韓弁理士会 (KPAA) / 代議員

### 1. はじめに

日本と韓国の特許制度は、制度の基本構造において非常に類似しています。もっとも、実務運用の面では、韓国特有の制度や、日本とは異なる運用が存在しており、韓国での権利化戦略を検討する際には、それらの違いを十分に理解することが重要です。

特に近年の韓国では、審査猶予制度、再審査請求制度、分割出願制度などに関する改正や運用変更が行われており、出願人が戦略的に活用できる選択肢が拡大しています。

本稿では、日本の特許実務担当者に向けて、韓国特許制度の全体的な流れを概観したうえで、各段階における日本制度との主な違いを中心に解説します。

### 2. 韓国特許手続の概要

韓国における特許手続は、出願人が特許庁に特許出願を行うことから始まります。出願後、まず方式審査が行われ、明細書、請求項、図面などが形式的要件を満たしているか確認されます。その後、出願日から1年6か月が経過すると、出願公開が行われます。これは日本と同様の制度であり、第三者が技術内容を確認できるようにするものです。実際に実体審査を受けるためには、出願日から3年以内に審査請求を行う必要があります。この期間内に審査請求がされない場合、出願は取り下げられたものとみなされます。

審査請求後、審査官は新規性、進歩性、産業上利用可能性などの特許要件を審査します。拒絶理由が存在しない場合には特許査定となります。一方、拒絶理由がある場合には拒絶理由通知書が発行され、出願人は意見書および補正書を提出して対応します。拒絶理由が解消されれば特許査定となりますが、解消されない場合には拒絶査定となります。

特許査定後、出願人が登録料を納付すると設定登録が行われ、特許権が発生します。登録後は、第三者が無効審判を請求できます。また、審判結果に不服がある場合には特許法院へ提訴でき、さらに大法院への上告も可能です。この構造は日本と概ね同様です。